

ぎふ女性経営者懇談会設置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(期間)</p> <p>第4条 懇談会の設置期間は、<u>令和6年3月末</u>までとする。ただし、知事はその期間を更新することができる。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(期間)</p> <p>第4条 懇談会の設置期間は、<u>令和5年3月末</u>までとする。ただし、知事はその期間を更新することができる。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>附 則 略</p>